

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小野 共  
 岩手県監査委員 千葉 伝  
 岩手県監査委員 寺沢 剛  
 岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 中部教育事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年11月7日

イ 本監査実施日 平成29年12月21日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の執行に当たり、旅費支給の事務処理を相当期間行っていないものが多数あるなど、執行管理体制が不適切であったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費の支給に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 宮古教育事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年10月18日

イ 本監査実施日 平成29年12月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、80,797円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた期末手当については、平成29年11月8日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立水沢農業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年11月14日

イ 本監査実施日 平成29年12月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の随意契約に当たり、提示した見積条件が不十分であったため、契約の相手方の決定に適正を欠くものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	取扱いが不明な契約事務に当たっては、出納審査機関等に確認のうえ手続きを進めるとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立千厩高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年11月1日

イ 本監査実施日 平成29年12月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払収入の徴収にあたり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、80,640円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	生産物売払収入の徴収に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

5 (1) 監査対象機関名 岩手県立釜石高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年11月9日

イ 本監査実施日 平成29年12月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
定時制課程修学資金貸付金の支出に当たり、支出していないものが6件、84,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出すべき定時制課程修学資金貸付金については、平成29年11月30日に支出した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

6 (1) 監査対象機関名 岩手県立岩泉高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年10月17日

イ 本監査実施日 平成29年12月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年2月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、42,692円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、平成29年11月30日に返納が完了した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。